

お知らせ

国民年金保険料の納付免除・猶予制度があります
国民年金の納付が困難な場合はご相談ください！

国民年金には、経済的な理由で、保険料を納めるのが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

申請の手続きは、市役所の保険年金課国民年金係、または滋賀社会保険事務局彦根事務所国民年金業務課で行ってください。

保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が全額または一部免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

一部納付（1/4納付、半額納付、3/4納付）については、保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料納付が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

学生納付特例

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料納付が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。

注

平成17年度に申請免除（全額免除）または若年者納付猶予が承認された方で、申請時に平成18年度以降も引き続き同じ全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、申請手続きは不要です。退職や被災等の特別の事情により承認された場合を除きます。また、世帯構成等に変更があった場合は改めて申請手続きが必要です。

お問い合わせは、滋賀社会保険事務局彦根事務所 国民年金業務課（☎0749-231114）へ。

児童手当制度が拡充されました
請求は平成18年9月29日までに、お忘れなく！

児童手当法が改正され、平成18年4月から児童手当の支給対象が小学校第3学年修了前から小学校修了前のお子さんまでに拡大され、併せて所得制限が引き上げになりました。今回の制度改正で新たに該当すると思われる方は9月29日（金）までに手続きをしてください。（期限以降に申請されますと、申請月の翌月分からの支給となります。）

例：お子様が4人おられる世帯の場合

	年齢	対象	月額
第1子	19歳	-	-
第2子	10歳	1人目	5千円
第3子	6歳	2人目	5千円
第4子	2歳	3人目	1万円

なお、支給額については次のとおり変わりありません。
2人目までのお子様 5千円/月
3人目以降のお子様 1万円/月

母子のふれあい広場 参加者募集！

とき 7月30日（日）
行き先 伊賀の里・もくもく手作りファーム（三重県伊賀市西湯舟3609）
対象者 市内在住の母子家庭の母子
参加費 大人のみ500円/人（保険加入有）
お申し込みは、7月15日までに市役所東別館子育て支援課（☎6514）電話受付可またはお近くの市のぞみ会役員まで。
主催：長浜市母子福祉のぞみ会

甲種防火管理(新規講習会)

7月24日（月）・25日（火）の午前9時30分から午後4時30分まで、市民交流センター「ふれあいホール」で実施します。

【テキスト代】 5千円

【定員】 100人（先着順）

【申込期間】 7月10日（金）～18日（火）

【申込方法】

本人または代理人がテキスト代と印鑑を持参のうえ申込み

お問い合わせ・申込は、湖北地域消防本部予防課（長浜消防署）（☎0444）、東浅井消防署（☎2561）

お知らせ



自家メンテナンス 最高10万円の商品券を交付

本年度限定！住宅リフォーム奨励金制度を継続実施

市では自宅を市内事業者により改修（リフォーム）した場合に、奨励金とし施工主に最高10万円の商品券を交付する「長浜市地域経済活性化対策奨励金交付事業（住宅リフォーム奨励金制度）」を実施します。

これは、回復基調にある地域経済を一層後押しするため、旧長浜市で昨年度実施していた事業を本年度に限り、新市区域に拡大して継続実施するものです。

期間限定なので「注意を

【対象工事】 平成18年1月2日から平成19年3月30日までに完了した対象工事費50万円以上の自宅の改修

【対象工事内容】

部屋の増改築、間取り変更、バリアフリー化などの模様替え工事（設備の設置等は除く）
トイレ、洗面所、台所などの水回り工事（ただし下水道への接続工事は除く）
老朽化による屋根や外壁などの改修工事

【申込資格】

次のすべてに該当する方
長浜市内にお住まいの市民の方
改修する自宅に居住し、かつその所有者の方
市内に本社がある法人および

個人の建築施工業者に工事を発注した方
市税や保険料等の滞納がない方
対象工事について国・県・市の他の補助および公的扶助を受けていない方

【申請受付期間】

平成18年7月3日（月）から平成19年3月30日（金）まで

【事前相談】

奨励金の交付を受けようとする場合は、本庁または支所の担当課に事前相談をお願いします。事前相談では、改修工事の対象となるかどうか、何を準備すればいいか、などについて詳しく説明いたします。

また、申請する際には、改修前と改修後の写真が数枚必要となりますので、特に改修前の写真は大切に保管しておいてください。

しかし、その写真がない場合は、施工業者が作成する工事請負証明書で代用可能です。

お問い合わせ・事前相談は、
商工観光部商工労政課（☎658766）、浅井支所産業振興課（☎74357）、びわ支所産業振興課（☎75255）

住宅用火災警報器の設置を

住宅火災による死者を減少させるため、平成18年6月1日以降に新築される住宅に対し、住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。
設置場所は、寝室や階段・廊下等です。
また、現にお住まいの住宅についても、平成23年6月1日までに住宅用火災警報器を設置してください。